令和5年第8回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和5年8月18日(金) 開 会:14時00分 閉 会:14時37分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 5階 委員会室3

3 出席者の氏名

教 育 長 厚東和彦 委 員 松田福美 委 員 吉 本 妙 子 委 片 山 研 治 員 委 員 岡寺政幸

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教 育 部 長 山本次雄 教 育 部 次 長 十楽 さゆり 教育政策課長 IJ 生 涯 学 習 課 長 川上浩史 人権教育課長 上 野 和 子 学校教育課長 原 田 剛 学校給食課長 河 村 武 志 中央図書館長 石 村 和 広 新南陽総合出張所次長 中村勝也 熊毛総合出張所次長 家永敦夫 鹿野総合出張所次長 中村光男

5 会議の書記の職氏名

教育政策課課長補佐 三 浦 勢 司 教育政策課主査 松 村 美由紀

6 議事日程等

日程順位	件名						
1	会議録署名委員の指名について						
2	議案第 25 号	令和5年度周南市一般会計補正予算要求について					
3	議案第 26 号	工事請負契約の締結について(周南市立中央図書館空調設備改修工事)					

7 委員会協議会

(1) 共催及び後援大会等一覧表・・・(該当課) ※資料 当日配布

会議録署名委員の指名について

教育長

ただ今から「令和5年第8回教育委員会定例会」を開催いたします。議事日程に従いまして、 進めてまいります。

日程第1、「会議録署名委員の指名について」でございます。本日の会議録署名委員は、「岡 寺委員さんと吉本委員さん」にお願いいたします。

2 │ 令和5年度周南市一般会計補正予算要求について

教育長

ここでお諮りいたします。

続く、日程第2、議案第25号「令和5年度周南市一般会計補正予算要求について」及び、日程第3、議案第26号「工事請負契約の締結について(周南市立中央図書館空調設備改修工事)」につきましては、市長に申し出る案件でございまして、議会への周知前でもあり、適切な審議確保の観点から、周南市教育委員会会議規則第7条第1項「教育委員会の会議は、これを公開する。ただし、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決されたときは、秘密会にすることができる。」の規定により、秘密会としたいと思います。

教育長

これより採決を行います。

議案第25号及び議案第26号の審議を、秘密会とすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

(※委員全員が挙手)

教育長

それでは、議案第25号及び議案第26号の審議を、秘密会とすることに決定しましたので、 これより秘密会にて行います。

教育長

それでは、日程第2、議案第25号「令和5年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題といたします。

この件につきましては、各課から説明をし、全て終了しましてご質問をお受けしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

では、議案第25号「令和5年度周南市一般会計補正予算要求について」ご説明申し上げます。 議案書は1ページから6ページになります。提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事 務委任等に関する規則第2条第19号によるものです。

今回の補正予算は、教育委員会事務局で所管いたします予算のうち、歳出予算で1千97万6 千円を増額するとともに、債務負担行為を設定する補正について、法の規定に基づき、市長に意 見を申し出るものです。 3ページから4ページの表の右端の欄には、それぞれの事業を所管する所属を記載しております。各事業費に係る補正予算の詳細につきましては、各課から説明します。

まず、教育政策課所管分の補正予算について説明します。

議案書の4ページをお願いします。

「教育費「小学校費」「小学校管理費」「小学校教職員経費」費用弁償27万9千円の増額補 正です。

これは、県職員の配置基準に満たないため、県費養護教諭・事務職員が配置されない小規模小学校に配置している、3名の会計年度任用職員の通勤手当です。

当初予算では、雇用する者が未定のため、通勤手当は一律の金額で算出しておりますが、雇用した職員の通勤距離が長く、それに応じて金額も上がったことから、この度の増額補正となっております。

教育政策課からは以上です。

教育長

はい、それでは次に、生涯学習課から説明をお願いたします。

生涯学習課長

議案書の3ページをご覧ください。

「総務費」「総務管理費」「諸費」の「補助金等返還金(生涯学習課)」補正額86万2千円の増額でございます。

これは、当課が所管している児童クラブ事業に関し、令和4年度事業費決算額に対する国庫及 び県費の補助金額確定に伴い、返還金が生じたものでございます。

次に、「民生費」「児童福祉費」「子ども・子育て支援費」の「児童クラブ事業費」システム 作成改修委託料補正額605万円の増額でございます。

これは、入会や退会、保育料の減免など、多数の児童を対象とする児童クラブの運営に必要な 事務処理について、処理の正確さと迅速さ、省力化などの業務改善を図ることを目的とし、住民 記録などのシステムと連動させたシステムを導入することに要する経費でございます。

なお、児童クラブの現場職員が携わる事務を減らし、より保育に専念できる環境に繋がる効果 も期待できるものと考えております。

議案書の4ページをご覧ください。「教育費」「社会教育費」「社会教育施設費」の「学び・交流プラザ管理運営事業費」会計年度任用職員手当補正額22万8千円、職員共済組合負担金1万5千円、社会保険料2万7千円の増額と、その下段にあります、「文化財保護費」「埋蔵文化財保護費」会計年度任用職員手当補正額21万9千円、職員共済組合負担金1万5千円、社会保険料2万6千円の増額でございます。

これは学び・交流プラザと埋蔵文化財保護に従事する令和5年度の会計年度任用職員それぞれ2名について、令和4年度に当課、または他課にて任用されていた者を改めて任用することとなり、期末手当の支給計算期間が長くなったことから、不足する期末手当と職員共済組合負担金、社会保険料の所要額を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。

教育長

それでは、続いて学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

続きまして、学校教育課所管部の補正予算についてご説明いたします。

議案書3ページをお願いいたします。

まず、「教育費」「教育総務費」「教育指導費」「教育支援センター事業費」こちらの会計年度任用職員期末手当補正額7万2千円、職員共済組合負担金5千円、社会保険料9千円の増額につきましては、教育支援センターに従事する令和5年度の会計年度任用職員1名について選考を行った結果、令和4年度に任用されていた者を改めて任用することとなり、期末手当の支給の対象となる計算期間が長くなったことから、不足する期末手当と、職員共済組合負担金、社会保険料の所要額を増額するものでございます。

また、同様の理由から、英語教育推進事業費、教職員研修推進事業費、生活指導推進事業費のそれぞれにおきましても、会計年度任用職員期末手当、職員共済組合負担金、社会保険料の所要額を増額補正するものです。

以上で説明を終わります。

教育長

はい、続きまして学校給食課から説明をお願いいたします。

学校給食課長

学校給食課所管分の補正予算についてご説明いたします。

議案書5ページから6ページをお願いいたします。「債務負担行為補正」「熊毛学校給食センター調理配送等業務委託料」です。

現在、熊毛学校給食センターにつきましては、令和元年度から令和5年度までの5年間の調理 配送業務を民間委託しているところですが、この委託契約が今年度末をもって満了するため、令 和6年度以降の新たな契約を締結する必要があることから、「債務負担行為」を設定するもので す。

それぞれの期間につきましては、令和5年度から令和10年度までとしておりますが、このうち、令和5年度は契約準備行為期間とし、業務委託期間は令和6年度から令和10年度までの5年間としています。

なお、5年間の事業費は、2億8千169万円を限度額としており、今後につきましては、9 月補正予算成立後、入札により、業者の選定をする予定としています。

なお、委託業務期間は、令和6年度からの期間設定ですので、本年度末までの支出見込額はご ざいません。

以上で説明を終わります。

教育長

最後に、中央図書館から説明をお願いいたします。

中央図書館長

それでは、中央図書館所管の補正予算についてご説明いたします。歳出予算でございます。 議案書の4ページをお願いします。

「教育費」「社会教育費」「図書館費」 249万1千円の増額でございます。「図書館管理運営費」の会計年度任用職員期末手当として211万円、職員共済組合負担金13万8千円、および社会保険料24万3千円を計上しておりますが、これは、前年度任用していた会計年度任用職員を本年度も任用したことにより期末手当の計算期間が当初予算より増えることから、その所要額を増額するものです。

以上で説明を終わります。

教育長

はい、これらの件につきまして、何か質問がございましたらお願いいたします。

岡寺委員

児童福祉費のシステム作成改修委託費という部分で、どういうものかをもう少し聞きたくて、 入会退会などの手続きなどを簡略化というか、便利にできるように伺いましたけど、児童クラブ というのは今どんな感じで入退会をシステム的にやられてらっしゃるのか伺ってもよろしいでしょうか。

教育長

現状とシステム導入による状況の変化をお願いします。

生涯学習課長

児童クラブを設けて以降は徐々に利用者が増えてきているところではございますけれども、今 現在25クラブ、定員としては1,905名としているところでございます。これを毎年だいたい 12月末ぐらいを目安に翌年度の申請をいただきまして、4月からの年度初め処理を2月くらい に行っております。それから夏休みに向けての決定を5月くらいに行っておりますが、申請決定 の件数としては年間、随時を含めますと、3,000件以上、それらの判定、入会ないしは不承 諾の決定をしているところでございます。それらは今、申請書を見ながら、いろいろなデータを エクセルに入力を致しまして、それらをいろんな基幹系、住民登録でありますとか、いろんな情 報を確認しながら入力をして、その上でワードへの差し込み等、そうした形での決定通知を行っ ているところでございます。

ただ、これを住民基本台帳のシステムと連動させることによって、いろいろな誤字でありますとか、所得の認定とか、そういったものが必ず最新のものと参照できて、その都度また新たに手作業で確認するということではなくて、そういったものの事務処理に関する手間暇といったものが、簡略化していけるのかと考えております。

今までエクセルでずっと続けておりましたが、だんだん件数が増えるにしたがって、これはやはりこのままの処理では、トラブルの元といいますか、ミスが発生するリスクが高まりますので、そういうのを減らす意味も込めましてシステムに改めたいと考えております。

教育長

よろしいですか。

岡寺委員

これ例えばマイナンバーカードみたいな流れになっていくのですか。

松田委員

そこまではならないのでは。

岡寺委員

簡略ができるのは良いことだなと思いますので、これからも取り組んでいただけたらと思いま す。ありがとうございます。

教育長

そのほかに、いかがでしょう。

松田委員

はい、今の件について、やはり事務処理が速く進むとか、負担がかからなくなるというのは、 とてもいいことだと思うのですね。それで、この児童クラブへのいわゆる入会を希望して、決定 して通知までの期間がありますよね。これもできるだけ早くこういうものを使って、なればいい かなと思います。 本当かどうか分かりませんけれど、なかなか決定が分からなくて保護者の方も対応に困られたということもあるでしょうし、特に夏休みだけ来たいという人たちは、またここに関わっている事務がとても煩雑になるのではないかと思いますので、ぜひこういうシステムは早めに、全体を見て作っていかれるほうがいいかなと思います。

それと、これはシステムとは関係ないのですが、児童クラブの中だけでこういう I Tを使ったいろんな対応策というのが、周南市であるかどうか。

例えば他市で、夏休みなどに児童クラブに来たら、保護者の方に「児童クラブに来ましたよ」という通知が来るとか、そういうのがあるらしいのですね。やはりあの1人で子どもたちを行かせるのに保護者がいなくて自分で出ていく子どももいますし、そういう連絡等のシステムもあるように聞いて、保護者としても今日行ったのか分からないのが安心できるなとか、そういうところもできると良いかなと思いました。

教育長

何かコメントありますか。

生涯学習課長

はい、今、保育と同じ形で「コドモン」というシステムを導入しております。これは例えば、 児童クラブの場合は必ずしも毎日利用される訳ではなくて、何曜日は塾、習い事で休まれるとか、 そういった事柄もございますが、予定表としては把握しているのですけれども、急な欠席であり ますとか、そういった変更について電話だけだとなかなか輻輳していたり、連携が悪かったりす るので、メールによりまして、予め電話がつながらない状態、夜、出勤前、開所前であってもご 連絡いただけるように、そのメールのシステムというのは登録していただくことで使えるように はしております。

このシステムを機能拡張していけば、もしかしたらそういった何か子どもたちに来たということを発信するという形はできるかもしれないですが、今、運用としては、こちらから例えば天候や緊急の事態による早いお迎えをお願いするメールでございますとか、こちらから発信するのはそういった形、それから保護者の方から先ほど申しました急な出欠の変更、そうしたものの連絡は今、メールでのやりとりを進めているところです。

松田委員

はい、ありがとうございます。とにかく対応される先生方の数と子どもたちの数、やはり一人 一人に目を配りながら、そういうこともやっていくというのはとても大変なことだというのは 重々わかっている中で、安心安全のためにもぜひこういうことが予算化されて進んでいくといい かなと思います。「こどもまんなか宣言」の一つでいかがでしょうかということで。

教育長

先ほど委員からあった、スピーディーな決定につなげるというのはいかがですか。

牛涯学習課長

そうですね。夏休みの決定、5月以降ということの部分は、また所得の基準年次が変わったり、 改めて住民票、住居表示が変わっていないか、申請をいただいてから決定までの間に異動がかか っていないか、期間が開けばあくほどチェックをするという、照会に関する時間を要していまし たので、そのあたりの時間がかなり短くできてくると思います。

そのため、夏休みの発行に向けては、ほかの工夫もしていきますけれども、システムを入れる ことによって、今までよりは早く決定通知がお届けできると思います。

教育長

はい。よろしいでしょうか。そのほかいかがですか。

吉本委員

今の質問に引き続いてなのですけれども、「システム作成改修委託料」って書いてあるのですが、改修とは現在も使っている中での改めての改修ということでしょうか。

生涯学習課長

児童クラブだけでなく、ほかのトータルパッケージのような市役所に関係する業務の全体のシステムについてプラスするという、そういう意味での作成改修という意味あいになろうかと思います。

吉本委員

児童クラブに関してを追加したというイメージの改修ですか。

生涯学習課長

はい。

吉本委員

これはもうこの年度でいったん終わりという感じですか。毎年計上されるのでしょうか。

生涯学習課長

この度の金額は、改めて今あるいろんな税や住民情報のシステムにプラスして連動させるということに関する改修の費用でございます。

今後はこれを動かしていくランニングの経費っていうのは、また保守メンテという形でかかってまいります。

教育長

よろしいですか。

吉本委員

はい。

教育長

そのほかいかがでしょうか。

片山委員

中央図書館の会計年度職員の人数は何人ですか。

中央図書館長

はい。今回対象となります会計年度任用職員は、司書業務にあたっている職員なのですけれども全部で23人おりまして、内この対象になる会計年度任用職員が18名という形になります。

教育長

よろしいですか。

片山委員

はい。

教育長

そのほかいかがでしょうか。

松田委員

先生の配置に伴って旅費が決定したという話がございましたね。

教育長

教育政策課ですかね。

松田委員

教育政策課ですね。で、遠くから来られるということでしたけど、差し支えなければどのくらいのところからおいでいただくのか。実は人を探すというのはとても大変なことって思いながら 実態を伺いたいなと思いまして。

教育政策課長

はい、具体的には須磨小学校に2名、八代小学校に1名の会計年度任用職員を配置しております。そのうち1名は市内から、1名は下松市から、1名が光市からおいでいただいています。

松田委員

はい、ありがとうございます。大変なのにご苦労されて探していただいて、またおいでいただくのも有り難いと思いながら、続けていいですか。

教育長

どうぞ。

松田委員

全体に関わるというか、会計年度任用職員という方たちが再任されて、こういう予算関係の補 正が起こってくるということになるのですが、基本的に学校教育とか図書館とかで必要な職務に あたられている方々ですよね。それで、毎年かなりの数の方を任用されている中で、やはりこう いう方は正規にしていくべきではないかなと思ってみたりするのです。まあ予算の関係もあるか と思いますけれど。世の中のいろんな職場の動き等も見ていく中で、どうもこの会計年度任用職 員という形の雇用がですね、もっと何とかならないものかと思ってみたりします。

併せてですね、今学校のほうで、いろいろ校務支援等でIT関係のことでやはり援助が必要で、 市教委のほうにおられますけれど、最終的には学校現場のほうで対応していて、その時にやはり 学校の状態によって対応できる先生がいる学校もあれば、そうでない学校もあり、非常に負担が かかっている学校もある。それでこういう形、業務支援員さんも入っていますけど、やはりこれ からはそういう立場の方も必要ではないだろうかと現場のほうからも声がありました。

先ほど申し上げたこととちょっと反するかもしれませんが、学校教育とか社会教育の中で必要と思われる仕事があって、その方たちを会計年度という形で、毎年度任用していくというところの行政的な考えもおありでしょうけれど、現場ではやはり毎年毎年人が変わっていくとか、そういう形のデメリットもあるようにも思うのですね。

少しずつでもいいから、市がそういう方たちを採用とか枠を設けるとか、そんなふうになると いいかなと思いました。

教育長

ありがとうございます。何かコメントありますか、事務局のほうから。難しいですが。

教育部長

私たちも含めてですけれど、職員の定数というのは、人事のほうで市全体としてですね、職員 定数というものを定めていて、その中で職員を採用していく。その採用する職員の中にもですね、 私たちのような事務職員だったらどの職場に行くかというのはありますけど。それから、あと専 門的な職員っていうのは技術系の土木、建築、電気の専門的な知識の必要な職員を採用している という認識をしておりますけど、それ以外は私みたいに事務職員でどこの職場に行くか分からな い、そういった職員を採用しております。

今、定数の中で職員をそれぞれ配置しておりますけど、その中でですね、今、図書館の司書であったりとか、そういった特に専門的な知識が必要なというのは会計年度という形で職員を雇用している。それ以外は、専門業者に委託をしている、そういった形でやっているのが実情だと思

います。

その中でも、本来であればその専門の技術職員として雇用するのがいいのかなとは思いますけれども、それでは、市全体の関係になってきますので、教育委員会だけでどうこうという話ではありませんけど、採用の状況と言うのはそういうふうになっています。

雇用してから40年以上、やはりずっとそこで働き続けなきゃいけませんので、私たち事務職員であれば40数年の中で、いろんな職場に異動ということはできますけれども、その専門職で雇いますと、1つの職場にずっと居続けると、そういった問題もあると思いますので、そういったことを全体考えて今採用をしているということです。今、委員さんがおっしゃったように専門的な技術を必要なところについては、また必要であれば人事サイドと協議しながら採用について話していかなくてはいけないのかなと思っております。

松田委員

ごめんなさい。とても良く分かるのですけれども、じゃあ現状のままでいいかって言うと、その市全体の枠組みもあるでしょうけど、先ほどから何度も言われている、いわゆる専門的なお力を持った方々はおられるのですよね。それで、一つの職場と言いながら、学校教育とか図書館というのは、考えようによっては複数の異動場所を持っているわけですね。だから、そういう形の中でうまく雇用はいかないかなと思います。

非常にね、これまでも一緒に熱心で力を持って働いてこられた方もおられますし、ただ、立場的には、今で言う会計年度任用職員であって、その方をずっとという訳にもいかないというような話にもなってくるのが、なにかちょっともったいない気がして。人材を活用していくなら、やはりそれなりの受け皿もできる所に作っていくというのも少しずつでいいから、一遍に全員とかそういうものは無理でしょうけど、やはりそういう形も工夫してみることも要るのではないかなと思います。

非常に難しいことだと分かるのですけれども、ただ指導者的立場でいろいろサポートしていただけるかもしれないし、何かそういう立場での職場というか職員ができるといいかなというのを常々思っておりましたので、すいません、ちょっとこことは関係ないのですけど、言わせていただきました。

教育長

今後の課題ということで、受け止めさせていただきます。 そのほかいかがでしょうか。

(※異議なしの声)

よろしいですか。

それでは、議案第25号を決定いたします。

工事請負契約の締結について(周南市立中央図書館空調設備改修工事)

教育長

3

では、続きまして、日程第3、議案第26号「工事請負契約の締結について(周南市立中央図書館空調設備改修工事)」を議題とします。

この件につきまして、中央図書館から説明をお願いいたします。

中央図書館長

議案第26号「工事請負契約の締結について(周南市立中央図書館空調設備改修工事)」についてご説明いたします。議案書は7ページから13ページでございます。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号による ものです。

議案書9ページをお願いします。

本契約につきましては、7月26日に条件付き一般競争入札による入札を行い、その結果、誠和工機・土居冷機工業特定建設工事共同企業体が落札し、同企業体との間で8月10日に仮契約を締結したところでございます。

契約金額は2億2千万円で、工期は令和7年3月7日までとしております。

工事内容につきましては、中央図書館の空調設備を改修するもので、空調設備工事、換気設備 工事、自動制御機器設備工事、電気設備工事および建築工事を行うこととしております。

10ページから13ページまでに工事概要並びに図面を掲載しておりますのでご参照ください。 以上で説明を終わります。

教育長

それでは、この件につきまして、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

吉本委員

2点ほど教えていただきたいのですが、この度条件付きということで、1社さんだけの入札があったということで、その条件が何かということと、それが1社だけだったのかという、理由になるかどうかわからないですけどその理由とですね、予定価格より880万ほど少ない金額で落札されていると思うのですが、それについて、その施工上何か問題が特にないかどうかを教えていただけたらと思います。

教育長

ではこの2点について、よろしくお願いいたします。

中央図書館長

設計金額と、まず2千万円以上ということで条件付き一般価格競争入札ということで執行しております。こちらについては、周南市特定建設工事共同協定取扱要綱第3条第1項第3号により、設計工事が1億5千万円以上のこれは管工事なのですが、管工事は特定建設工事共同企業体を結成して対応するこという形になります。

共同企業体については原則3社までなのですが、入札参加数を増やすために、競争性を確保するために2社以上としております。

参加の特定企業体の代表者の登録、代表者の要件と後は、特定対象者に特定建設業許可の許可 が必要になるということと、後は共同体の代表者については、完成工事の完成工事高の金額等の 定めをしております。

入札参加条件を付けまして、8社以上の共同体が入札に参加できるような条件を付したという 形になります。

それから、予定金額が2億2千880万円という形でございましたが、こちらについては、落 札率について特に疑義等はないということで、そのまま入札のほうは成立と言う形にはなってお ります。

教育長

いかがですか。

吉本委員

そもそも契約金額が2億2千万円というのは、これは税込みということですか。

中央図書館長

そうです。2億2千万円は、税込みです。

吉本委員

入札額が少なくて、そのほうが予算の削減になるので、それは良かったと思うのですが、割と 結構な金額がダウンしているので、当初の設計どおりにちゃんとできているのか、その辺りの精 査をされたのでしょうかという所をお尋ねしたかったのです。

教育長

館長、いかがですか。

中央図書館長

専門的なことはちょっと分かり兼ねるのですけど、今回につきましては、落札率については特に低入札にかかる基準等にも合致しているというので、そのまま選出したという形になっております。

教育長

よろしいですか。

吉本委員

大丈夫です。

教育長

そのほか、いかがですか。

片山委員

更新だから、全部のエアコン空調設備を新しくやり替えるということですよね。

中央図書館長

基本的に、今あるダクト等はそういうものは有効利用するということなのですけれども、エアコンのユニット、中心の機械とか、そういうものは全て交換、それと空冷ヒートポンプチラー、これは屋上にあるのですけれども、こちらのほうの機器も全て更新という形になります。

片山委員

だいたい更新の期間っていうのは、どのくらいの期間になるのですか。

中央図書館長

実は、こちらのほうの機械についてはですね、機械の機器の納入にかなり時間がかかると1年以上かかるということですね。契約を今やって、実際の施工は工事の開始は来年の10月ぐらいを見込んでいます。完成は再来年の3月、契約日は令和7年3月7日までと言う形にしております。

教育長

更新と言われましたが、耐用年数はどのくらいですか。

中央図書館長

基本的には15年です。

教育長

そのほかいかがでしょうか。

(※異議なしの声)

よろしいでしょうか。 それでは、議案第26号を決定いたします。

以上をもちまして、秘密会として審議すべき議案は終了しました。

教育長

本日の議事日程は以上でございますが、そのほかに何かご質問等ございますか。 よろしいですか。

(※異議なしの声)

それでは、これをもちまして「令和5年第8回教育委員会定例会」を終了いたします。

署名委員

畄	寺	政	幸	委員	
吉	本	妙	子	委員	